



## 「備えはこれで万全です」

### 西蒲原地区支会 消防団員校外講習

消防技術の鍛練と消防行政の基本を学び、消防団員としての資質の向上を図ろう——と先月十九日(日)、岩室中学校を会場に平成三年度西蒲原地区支会校外講習会が開かれました。

同講習会は、各消防団の幹部(部長以上)を対象に毎年開かれているもので、ことしも郡内十一町村の消防団から約三百二十六人が参加し、講習が行われました。当日の講習は、各小隊に分かれた基本訓練を皮切りに、部隊訓練、分列行進などが行われ、続いて消防行政の基本的事項についての講習が行われました。参加者らは、さすが各消防団の幹部たちとあって、その訓練行動もキビキビとしたもの。そして、消防団員としての自覚と消防技術の向上を図ろうと、額に汗をかきながら訓練に取り組んでいました。

ご存じですか  
6月2日-8日は

## 危険物安全週間です

いまや石油類をはじめとする危険物は、家庭や会社などで幅広く利用されていますが、反面、管理不十分や器具の誤操作などによる事故が、毎年各地で発生しています。そこで、今月2日から8日までの間、危険物による災害や事故を未然に防止しようと全国一斉に危険物安全週間が実施されます。この機会に、各家庭の危険物、器具の操作方法などをもう一度確認してみましょう。

## 防火体制の強化と防火意識の高揚を目指し 岩室村消防定期総合演習

今月十六日(日)午前八時三十分から、丸小山公園をメイン会場に「岩室村消防定期総合演習」が行われます。

これは、防火活動の円滑化と防火に対する理解と意識の高揚を図るために毎年行っているもので、当日は、通常点検、部隊訓練、小型ポンプ操法競技会(分団対抗)など、日ごろ行っている訓練の成果が披露されます。そして、会場を矢川堤防沿いに移して、ホテル火災を想定した消火、救助活動の仮装演習も予定していますので、ぜひ皆さんもこの機会にご覧ください。

ところで、演習日の当日は、朝七時三十分には、演習招集信号として、防災無線で

演習では日ごろの訓練成果をフルに発揮



全村にサイレンを鳴らしますのでご協力をお願いします。

## 注意してください。

### ガス器具の異常過熱に

都市ガス及びLPGガスを燃料とするガス器具の一部に、異常過熱により火災発生のおそれのある器具が販売されていますのでご注意ください。

該当器種 ①瞬間湯沸器及び給湯付風呂釜 □メーカー名…パロマ、東京ガス、北海道ガス、西部ガス、クボタの各ブランド品で、88年12月以降90年3月以前の製造分 ②瞬間湯沸器 □メーカー名…パロマ、東邦ガスの各ブランド品で、85年8月以降86年6月以前の製造分 ③給湯付風呂釜 □メーカー名…パロマ、東邦ガス、クボタの各ブランド品で、87年7月以降88年11月以前の製造分

※なお詳しいことについては、販売店、ガス会社及び消防岩室分署へお問い合わせください。

## 児童手当を受けている皆さん 6月は「現況届」の月です

受付は6月19日、20日、21日 役場住民相談室で

児童手当・特別給付を受けているかまたは毎年六月中に児童の養育の状況および前年の所得状況などを確認するため、現況届を提出することになっています。

この届を提出しないと、受給資格があっても六月以降の手当を受けられなくなる可能性がありますので、忘れずに提出してください。

▼受付期間：6月19日(水)、20日(木)、21日(金)の3日間(午前9時から午後6時30分まで、時間を延長いたしましたので必ずおいでください)

▼受付場所：岩室村役場 住民相談室

▼持参するもの：①印鑑(ミトメ) ②保険証 ③年金加入証明書(国民年金加入者は不要です) ④前住所からの児童手当用の所得証明書(今年の1月2日以後に岩室村に転入した受給者)

▼受給資格：小学校入学前(昭和60年4月2日以後に出生)の児童を含む18歳未満の児童を2人以上以上養育している人

▼なお、児童手当や特別給付の受給資格があると思われるかたで、まだ手当の支給を受けていない方の申請手続き及びお問い合わせは、役場住民福祉課係(☎82-4111)までどうぞ。



## 6月は児童手当の支払月です!

現在、児童手当を受給されている方は、6月10日に指定された金融機関の口座に振り込まれますので、ご確認ください。

## 人権擁護委員制度をご存じですか

みなさん、ご存じでしたか。6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。これは昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。村には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は次の方々です。本間清さん(栄・☎82-2616) 光井智雄さん(和納4区・☎82-3063)。もし、人権についてお困りの方はお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

## 老人福祉サービス 紙おむつ支給事業を始めました



ご利用ください

村では、老人福祉サービスの 일환として、新しく「紙おむつ支給事業」をはじめます。

対象は、六十五歳以上の人で、在宅で六カ月以上の寝たきり状態で、常時おむつを使用していると認められる人です。

なお、支給を希望されるかたは申請が必要ですので、役場住民福祉課係までお問い合わせください。

□支給枚数：一カ月に平型紙おむつ百枚(但し生計中心者が前年度所得税課税世帯の場合合は五十枚)を購入できる支給券を交付します。(紙おむつは、村の契約業者へ支給券を持参のうえ、お受け取りください)

□支給申請：支給申請書と医師のおむつ使用証明書(確定申告時に提出するものと同一)を提出していただきます。なお詳しくは、役場住民福祉課係まで。

## 国民年金からの情報

### 保険料の免除制度をご存知ですか

国民年金の加入者のうち、農業や自営業などの第一号被保険者は、保険料を納めることによって、年金を受ける権利を得ることになります。ですから、保険料を納めなければ老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受けられなくなります。

か、病气やケガなどによって働けなくなったり、災害に遭ったりした時には、保険料を納めなくても納められない場合もあります。このような人に対し、保険料を納めることを免除する制度があります。

の免除制度には、法律で定められている条件に該当すれば免除となる「法定免除」と、保険料を納めることが経済的に困難な時に、

知事に申請して認めてもらう「申請免除」があります。

免除された期間は、年金を受ける権利があるかどうかを確認する時には、保険料を納めた場合と同じに扱われますので、万一の時に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金なども、免除期間中の事故であっても受給できるので安心です。

申請免除は、申請のあった年度の期間についてのみ認められます。

例えば、今年の六月三十日までに申請をした場合、すでに納付した月分を除いて今年四月分から来年三月分までが免除される期間となります。なお、免除についての相談と受け付けは、役場住民福祉課係(☎82-4111)内線一七)までどうぞ。

